

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた 特定保健指導の実施方法の見直しについて

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特定保健指導の実施方法の見直しについて

新型コロナウイルス感染症の影響下の社会においても、引き続き、特定保健指導を適切に実施していくため、特定保健指導の実施方法について見直す。

現状と対応案

- 新型コロナウイルス感染症の影響下において特定保健指導を適切に実施していくための方策としては、ビデオ通話が可能な情報通信機器を用いた特定保健指導の実施をさらに促進していくことが考えられる。
- 現在、ビデオ通話が可能な情報通信機器を用いた特定保健指導については、「特定保健指導における情報通信技術を活用した面接による指導の実施の手引き」や「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」においてその要件を設けている。昨今の情報通信機器の発達も踏まえ、当該要件について以下の見直しを行ってはどうか。

対応案①：ビデオ通話が可能な情報通信機器を用いた初回面接における「グループ支援」の実施の緩和

【現 状】 ビデオ通話が可能な情報通信機器を用いた初回面接を行う場合は、「個別支援」（実施者と対象者が1対1で行う支援）に限って実施することができることとしている。

【対応案】 情報通信機器の発達により、情報通信機器を用いた初回面接をグループで行う（複数人の対象者と情報通信機器で同時につながり集団で面接を行う）場合でも、対面と同程度の質を保ちながらリアルタイムで複数の対象者と対話することが可能であると考えられることから、情報通信機器を用いた初回面接において「グループ支援」を実施可能とする。

対応案②：ビデオ通話が可能な情報通信機器を用いた継続支援に係る算定ポイントの見直し

【現 状】 積極的支援において、ビデオ通話が可能な情報通信機器を用いた継続支援（初回面接以外の支援）を行った場合は、「電話支援」のポイントを算定することとしている。（「電話支援」は、対面での支援に比べて、算定されるポイント数が低い。）

【対応案】 情報通信機器の発達により、情報通信機器を用いた継続支援を行う場合でも、対面と同程度の質で実施することが可能であると考えられることから、情報通信機器を用いた継続支援について、対面で行う場合と同じポイントを算定することとする。

【その他の案：初回面接における電話支援を可能とすることについて】

- 初回面接は対面又はビデオ通話が可能な情報通信機器を用いた方法で行う必要があり、電話による方法を認めていない。これは、初回面接は、対象者を生活習慣改善に向けた行動に向かわせるため、対象者の状態を的確に把握し、両者の関係を十分に構築するための重要な機会であることから、直接会って対面で行うことを原則としつつ、実施者と対象者が相互に表情、声、しぐさ等が確認できる質が担保される場合にはビデオ通話が可能な情報通信機器を用いて実施できることとしているもの。
- 初回面接を電話支援でも可とするものの検討にあたっては、特定保健指導全体の枠組みやその効果への影響について科学的なエビデンスの検証等が必要。